

通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション デイケアおきな 運営規程

第1条（事業の目的）

医療法人社団若葉会が開設する高重記念クリニック（以下「事業所」という。）が行う指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態（介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

第2条（運営の方針）

- 1 指定通所リハビリテーションの提供にあたっては、事業所の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。
- 2 指定介護予防通所リハビリテーションの提供にあたっては、事業所の従業者は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 3 事業の実施にあたっては、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

第3条（事業所の名称等）

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 デイケアおきな
- ② 所在地 富山県富山市元町二丁目3番20号

第4条（職員の職種、員数及び職務の内容）

事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- ② 従業者
医師 1名

理学療法士 2名以上

介護職員 1名以上

従業者は、指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの提供にあたる。

第5条（営業日及び営業時間）

事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から金曜日までとする。（ただし国民の祝日、お盆、年末年始期間を除く）
- ② 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。（送迎時間を含む）
延長利用に関しては要相談。

第6条（通所リハビリテーションの利用定員）

指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの利用定員は次のとおりとする。

- ① 1単位目 15名

第7条（通所リハビリテーションの内容及び利用料等）

- 1 指定通所リハビリテーション及び指定介護予防リハビリテーションの内容は次のとおりとし、事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定通所リハビリテーション及び指定介護予防リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載の割合額とする。

- ① 機能訓練
- ② 健康チェック
- ③ 送迎
- ④ リハビリテーションマネジメント加算イ・ロ、医師による説明あり
- ⑤ 短期集中個別リハビリテーション実施加算
- ⑥ リハビリテーション提供体制加算
- ⑦ サービス提供体制強化加算
- ⑧ 退院時共同指導加算
- ⑨ 科学的介護推進体制加算
- ⑩ 介護職員等処遇改善加算

- 2 第8条の通常の事業の実施地域を超えて中山間地域等へ居住する者へのサービスを提供する場合は、所定単位数の5%を加算する。

- 3 排泄用品（オムツ他）及び衛生用品は、各物品の実費を徴収する。

- 4 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収す

る。

- 5 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に説明をした上で、支払いの同意を受けることとする。

第8条（通常の事業の実施地域）

通常の事業の実施地域は、富山市内とする。

第9条（サービスの利用にあたっての注意事項）

- 1 従業者は、利用者に対して従業員の指示に従ったサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。
- 2 従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。
 - ① 気分が悪くなった時は速やかに申し出る。
 - ② 共有の施設・設備は他の迷惑にならないように利用する。
 - ③ 時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。

第10条（非常災害対策）

- 1 従業者は常に災害事故防止と利用者の安全確保に努めるものとする。
 - 2 管理者は、防火管理者を選任する。
 - 3 防火管理者は、定期的に消防設備、救出用設備等を点検するものとする。
 - 4 防火管理者は、非常災害に関する具体的計画を立てるものとし、事業所はこの計画に基づき、毎年2回以上、避難及び救出その他必要な訓練を行う。
- 2 事業所は非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携の体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行い、従業者は常に災害事故防止と利用者の安全確保に努めるものとする。

第11条（その他運営についての留意事項）

- 1 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を設けるものとし、また、業務体勢を整備する。
- 2 従業者は業務上知りえた利用者またはその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれからの秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

第12条（高齢者の虐待防止）

1. 事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講

ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討するための委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を開催する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者をおく。
2. 高齢者虐待防止法に基づき、虐待の防止と発見に努め、発見した場合には速やかに関係機関に通報する。

附則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

平成23年10月1日改定

平成27年4月1日改定

平成28年2月1日改定

令和3年4月1日改定

令和3年4月20日改定

令和4年4月1日改定

令和5年6月1日改定

令和6年6月1日改定

令和7年3月21日改定

令和7年4月1日改定